

# 令和6年度液化石油ガス販売事業者・保安機関書類帳簿検査調書記入要領

## 1 共通事項

- ・ 調書の各項目について、回答欄に件数、今後の対応等を記入してください。
- ・ 選択式の項目については、該当するものに✓印を付けてください。
- ・ **消費者戸数や各機器等の設置戸数等はメーターの数<sup>\*</sup>**とし、**調書記入日時点**の状況（期日指定のある項目を除く）を記入してください。
  - ※ 集合住宅の調整器等1つの機器から複数の一般消費者等に供給している場合、機器は1つであっても調書には供給先の一般消費者等の戸数を記入する。

## 2 安全機器普及状況について

- ・ **消費者戸数**については、質量販売、閉栓消費者は除く。
- ・ 法令の設置義務に関わらず、実際に各安全機器を設置している戸数を記入する。
  - 例）警報器設置義務のない一般住宅でも、警報器を設置していれば設置済として計上
- ・ **①マイコンメーター等**について、マイコンメーターⅡ等の感震遮断装置のないガスメーターが設置されている場合、対震自動ガス遮断器との組合せであれば、①の欄は「設置済」となる。
- ・ 消費者1戸にヒューズガス栓又はガス漏れ警報器を複数設置の場合、1戸で計上する。
- ・ **②ヒューズガス栓等**について、末端ガス栓と燃烧器が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合、当該欄は設置済とする。
  - ※ 固定式燃烧器はネジ接続されている場合に限り設置済とする。
  - ※ 安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数とする。
- ・ **③ガス漏れ警報器の「設置不要戸数」**は、屋内に燃烧器がない場合、又は、法令に基づき立ち消え安全装置付きの燃烧器にねじ又は迅速継手により接続されている場合の戸数を記入する。

## 3 燃烧器具等未交換数について

- ・ **①湯沸器**及び**②風呂釜**において、C F 式又はF E 式の場合、排気筒材料の不適合など法令等に適合しないものは、未交換とみなす。
- ・ **①～③の排気筒**について、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合は、C O 警報器設置により交換したものとみなす。

## 4 埋設管点検実績について

埋設白ガス管の漏えい試験等の未実施件数について、S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できる施設で、2か月に1回以上漏えい検知状況を確認し、記録している場合は「**実施**」となる。

## 6 (1) 実施状況について

認定液化石油ガス販売事業者の場合、点検・調査頻度が10年に1回以上に緩和されている機器にあっては、当該項目の「4年間」を「10年間」に読み替えてください。

## 6 (3) 使用が禁止された製品等の確認状況・

### (4) リコール対象製品等の確認状況について

供給開始時・定期点検及び定期調査に限らず、機会を捉えて全ての消費者について当該製品等の使用の有無を確認していれば「全て実施」、必要に応じて一部消費者について確認していれば「一部実施」を選択する。

## 8 空き家、長期不在宅及び無人となることが多い施設での事故・盗難防止対策

法令に基づく義務ではありませんが、液化石油ガスの事故・盗難を防止するため、埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針（令和3年6月9日策定）に基づき販売事業者等に対策の実施を要請しているところです。

実施状況に応じて全て実施、一部実施、未実施のいずれかを選択する。

## 1 1 (3) LPガス料金にガス料金以外の費用（給湯器等の設置費用等）が含まれる場合の取り扱い

- ・ アは一般消費者等への供給開始時期に関わらず有無を記入する。
- ・ イはアで「有」の場合のみ回答、ウはイで「有」の場合のみ回答する。

## 1 2 浸水のおそれのある地域での充てん容器の流出防止措置

- ・ 洪水浸水想定区域等については、次の方法で確認できる。
    - ① 各市町村が作成した「洪水ハザードマップ」（各市町村HP等で閲覧可）
    - ② 国土交通省ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」（洪水）※
      - ※ 検索キーワード「国土交通省ハザードマップポータルサイト」。
- 住所検索により当該地の洪水浸水想定区域等の当否を確認できる。

## 1 3 自然災害対策

- ・ ①クラウド等の活用について、クラウド活用のほか他県の販売所等での情報のバックアップなども、県内販売所が被災し、消失した場合に情報の速やかな復元・利用が可能であれば実施ありとみなす。
- ・ 消費者への災害発生時の対応の周知とは、通知・チラシ・冊子配布等による消費者への個別周知をいい、販売事業者のホームページ等での周知は含まない。